

都市計画法第62条第1項の規定により，京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の認可の告示（平成25年6月7日 京都府告示第321号）がありましたので，同法第66条の規定により，事業の施行について次のとおり公告します。

平成25年7月12日

京都市長 門川 大作

1 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業

3・3・178号 四条通

2 施行者の名称

京都市

3 事務所の所在地

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所内

4 事業地

(1) 収用の部分

京都市東山区宮川筋1丁目及び川端町，中京区柏屋町，米屋町及び東大文字町並びに下京区斎藤町，橋本町，真町，御旅町，御旅宮本町，貞安前之町，奈良物町，立売東町，立売中之町，立売西町及び長刀鉾町

(2) 使用の部分

なし

（建設局道路建設部道路環境整備課）